

新型コロナウイルス感染症に対する これまでの市立3病院の取組状況等について

概況

川崎市立病院では、神奈川県からの要請に基づき、市内唯一の第二種感染症指定医療機関である川崎病院において令和2年2月6日にダイヤモンド・プリンセス号乗船者陽性患者を受け入れて以降、井田病院及び多摩病院も含め計16名の乗船者陽性患者の受入を行った。

その後、市中感染等の広がりを受け、3月6日以降、近隣自治体を含む市中感染の患者の受け入れを開始した。

また、5月8日には、新型コロナウイルス感染症患者の突然の爆発的な急増に備え、治療が必要な方に適切な医療を提供し、医療崩壊を起こさないために、国の方針を踏まえ、神奈川県が構築した緊急医療体制である「神奈川モデル」の認定を受けた。

これにより川崎病院は重症患者を受け入れる高度医療機関及び中等症患者を受け入れる重点医療機関として、また井田病院及び多摩病院は重点医療機関として受入を開始し、今日に至っている（令和2年5月15日健康福祉委員会における報告のとおり）。

この間、県からの要請等を踏まえ、適時、受入病床の整備・拡充を行い、井田病院では結核病棟40床を全てコロナ専用病棟に転用、川崎病院では救急病棟を、また多摩病院でも一般病棟をコロナ専用病棟に転用するなど対応を図ってきた。

また、川崎病院では東京空港検疫所支所からの要請を受け、計18名の受入を行った。現在、3病院併せて126床の病床を確保し患者の受け入れにあたっている。

1 市立病院における新型コロナウイルス感染症患者対応病床数について

(令和3年2月1日時点)

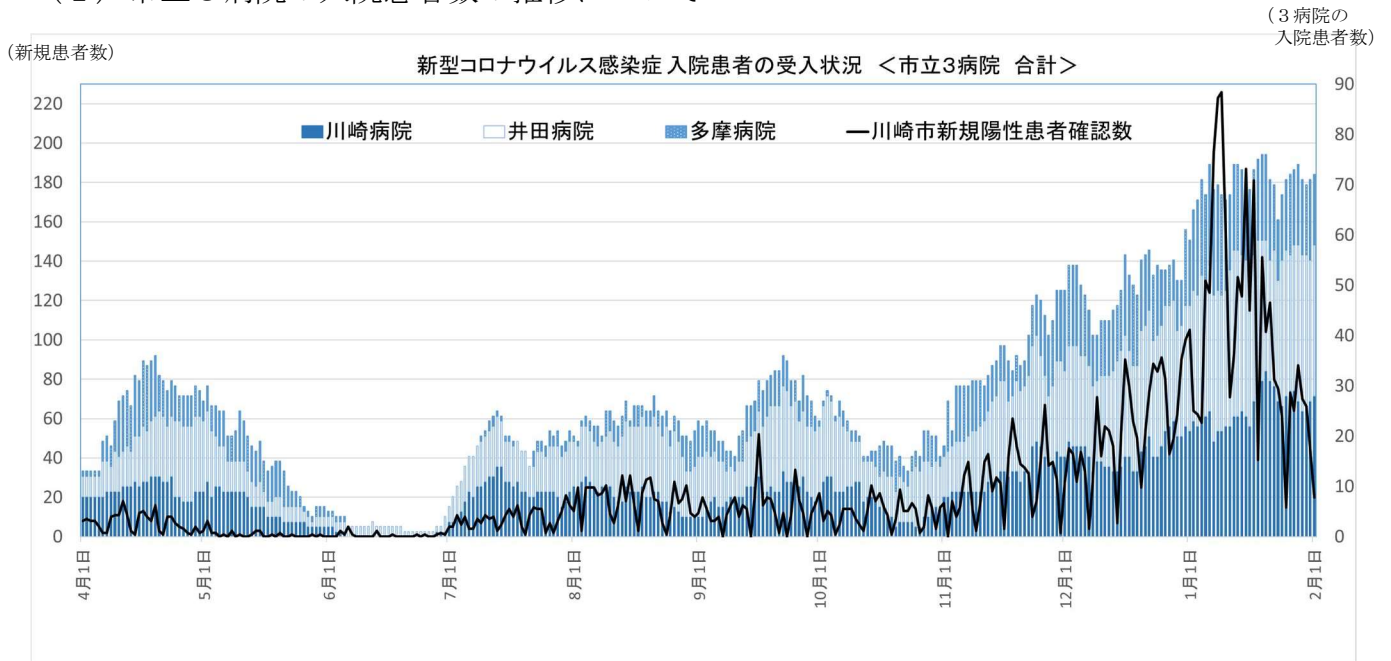
(単位:床)

	重点医療機関協力病院 (疑似症患者用)	重点医療機関 (中等症患者用)	高度医療機関 (重症患者用)	計
市全体	83 (0)	180 (170)	30 (20)	293 (190)
川崎病院	—	27 (15)	13 (10)	40 (25)
井田病院	—	56 (40)	—	56 (40)
多摩病院	—	30 (30)	—	30 (30)
3病院計	—	113 (85)	13 (10)	126 (95)

()の数字は令和2年4月14日時点の確保病床数

2 これまでの受入患者数について

(1) 市立3病院の入院患者数の推移について



(2) 市立3病院の実受入患者数について

(単位:人)

	実受入患者数			
		陽性確定患者	うち重症	疑似症患者
川崎病院	359	222	49	137
井田病院	391	209	—	182
多摩病院	368	190	—	178
3病院合計	1,118	621	49	497

※1 集計期間は令和2年2月6日～12月31日

※2 川崎病院の陽性確定患者には東京空港検疫所支所からの受入要請18名を含む。

3 これまでの病床拡充の経過等について

(1) 川崎病院

① 病床の状況

[初の陽性患者受入時] 感染症病棟 5室 12床

[即応病床の拡充状況]

(単位:床)


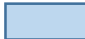
		前回報告時点 (5月)	医療アラート前 (11月)		12月		1月		2月1日現在
		準備	準備	即応	準備	即応	準備	即応	即応
9階南 (感染症/救急病棟※1)	重症	10	3	3	13	13	13	13	13
	中等症	15	15	15	19	19	19	19	19
14階南 (内科病棟)	中等症	—	—	—	—	—	8	8(※2)	8
即応病床合計		25	18		32		40		40

※1 通常の救命救急は令和2年12月1日より「13階北」で対応

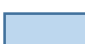

※2 令和3年1月14日より拡充

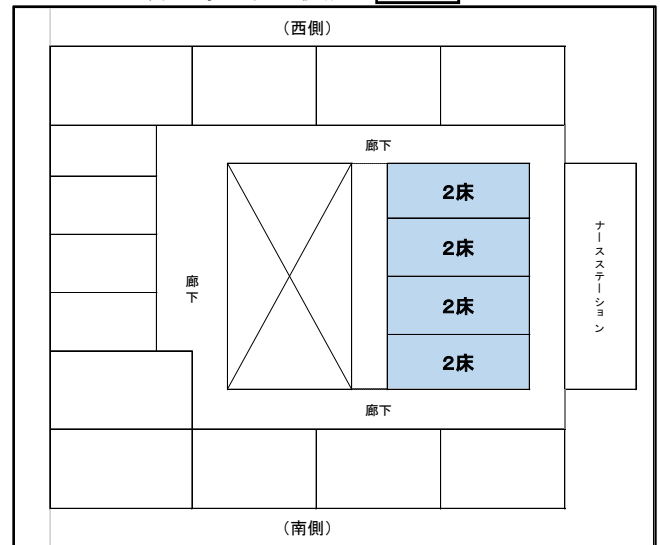
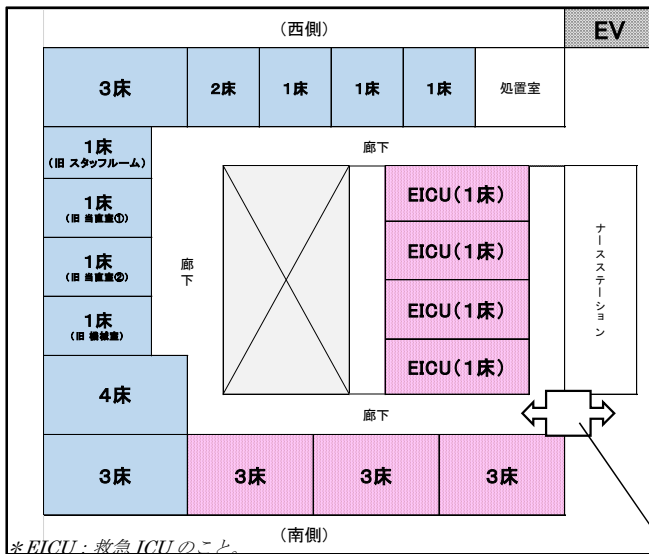
【コロナ患者対応病床】

(9階南/32床)

重症患者受入用  13床
中等症患者受入用  19床

(14階南/8床)

中等症患者受入用  8床
病室以外に使用 



空気感染隔離ユニット
(ミンティ)

② 人員体制等

- ・現在、主治医約20名を含め数多くの医師、看護師約110名(看護助手含む)及びその他スタッフを含めた体制で対応している。
- ・一部病棟の休床を行い、新型コロナウイルス感染症患者及び救急患者受入体制を強化するため、看護師を配置転換した。
- ・救急病棟を全面、新型コロナウイルス感染症患者用として以降、一般の三次救急患者は13階北病棟やICUに分散して受け入れているが、厳しい状態が続いている。

【2月1日時点の休床数: 64床】

(2) 井田病院

① 病床の状況

[初の陽性患者受入時] 3階西病棟 6床

[即応病床の拡充状況]

(単位:床)

		前回報告時点 (5月)	医療アラート前 (11月)		12月		1月		2月1日現在
		準備	準備	即応	準備	即応	準備	即応	即応
6階西 (結核病棟)	中等症	40	40	20	40	40	40	40	40
		—	—	—	—	—	16	16 (※)	16
即応病床合計		40	20		40		56		56

※令和3年1月27日より拡充。その他、疑似症患者用に3病床程あり。

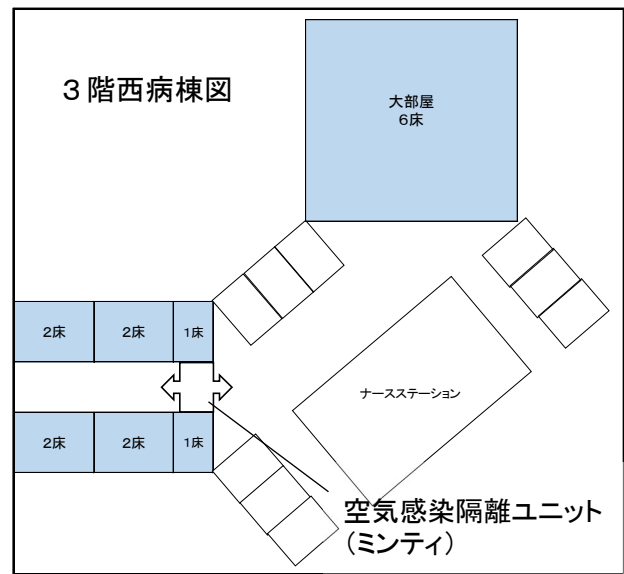
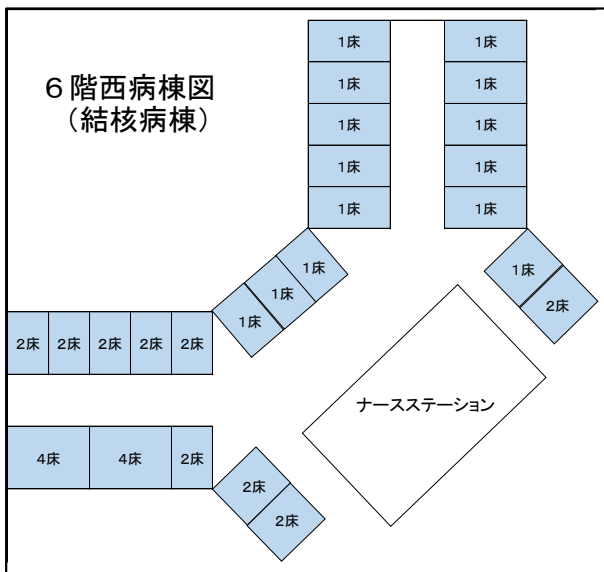
【コロナ患者対応病床】

(6階西)

中等症患者受入用 40床

(3階西)

中等症患者受入用 16床
病室以外に使用



② 人員体制等

- ・現在は、医師約8名、看護師約70名(看護助手含む)及びその他スタッフを含めた体制で対応している。
- ・体制確保のため、3病棟を一部休床している。
- ・病床の拡充にあたり、へパフィルター、セントラルモニタなど専用機器の追加の整備を進めている。

【2月1日時点の休床数: 48床】

(3) 多摩病院

①病床の状況

[初の陽性患者受入時] 1階救急のICUにて対応 2床

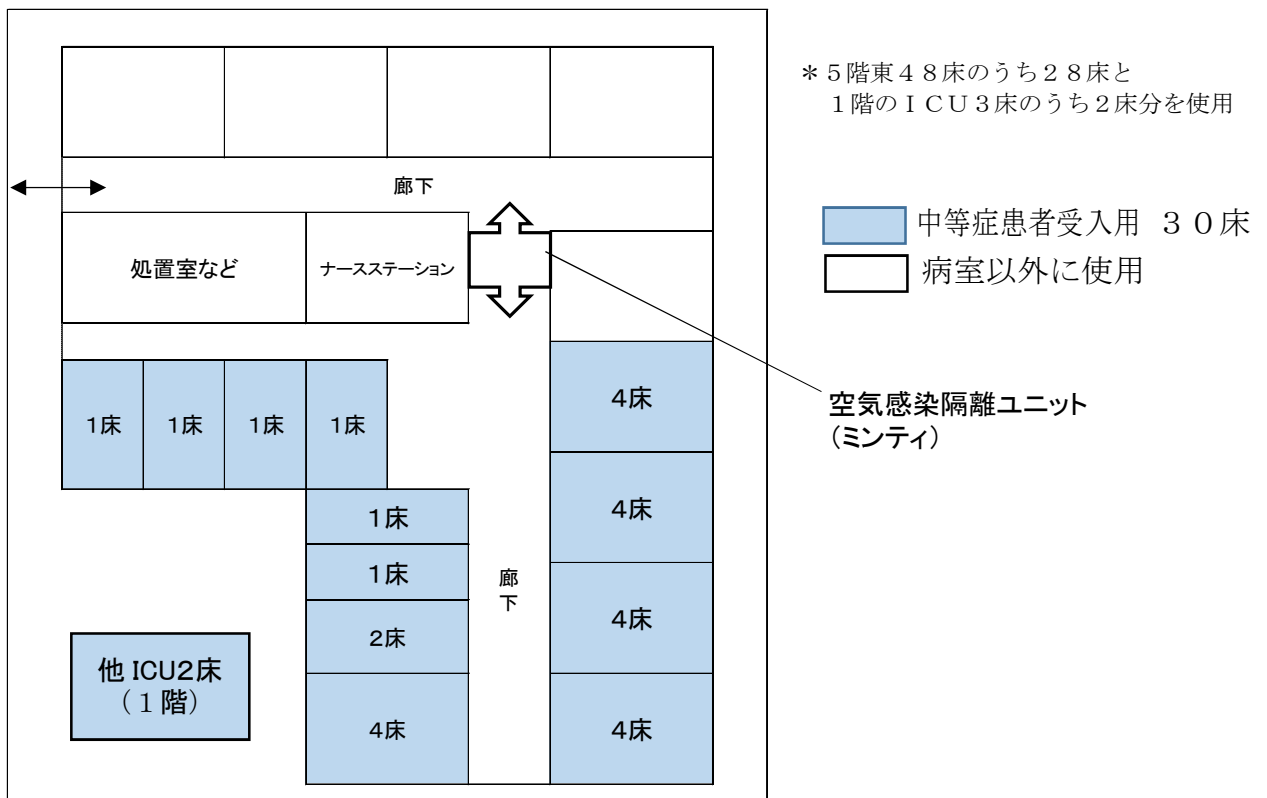
[即応病床の拡充状況]

(単位:床)

		前回報告時点 (5月)	医療アラート前 (11月)		12月		1月		2月1日現在
		準備	準備	即応	準備	即応	準備	即応	即応
5階東	中等症	28	28	16	28	20	28	20	28
1階ICU		2	2	2	2	2	2	2	2
即応病床合計		30	18		22		22		30

【コロナ患者対応病床】

(5階東)



②人員体制等

- ・現在、医師約30名、看護師約70名及びその他スタッフを含め総勢100名以上で対応。(必要に応じて応援体制を取っており、専従の医師は配置していない)

【2月1日時点の休床数：68床】

4 各病院における新型コロナウイルス感染対策等の取組事例について

- (1) 病院建物の入口で検温、健康状態チェックの実施〔前回報告時から現在まで継続実施〕
- (2) 発熱患者に対する専用待合ブース（コンテナ、テント）の設置及び拡充〔前回報告時から現在まで継続実施〕
- (3) 家族を含めた原則「面会禁止」〔令和2年3月以降、現在も継続〕
- (4) 新型コロナウイルス感染症対応にあたり新規に購入した高額医療機器（抜粋）

	名 称
川崎病院	ポータブルX線撮影装置
	経皮的心肺補助システム
	ランプ法測定装置ユニット
	紫外線照射システム
井田病院	ポータブルX線撮影装置
	紫外線照射システム
	全自動化学発光酵素免疫測定システム
	セントラルモニタ
	内視鏡システム
多摩病院	人工腎臓装置
	空気感染隔離ユニット（ミンティ）
	全自動遺伝子解析装置一式
	エマージェンシー・ストレッチャー一式
	人工呼吸器一式
	キャピオックス経皮的心肺補助装置

※購入コストについては「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金」に申請しています。

(5) 各病院における新型コロナウイルスの検査実施件数 (件)

	遺伝子増幅検査(※1)		抗原検査(※2)		計
	全検査数	うち自費検査数	定性検査数	定量検査数	
川崎病院	3,896	46	600	—	4,496
井田病院	998	6	1,120	1,528	3,646
多摩病院 (※3)	2,052	0	822	3,327	6,201
合計	6,946	52	2,542	4,855	14,343

期間は2020年5月～2020年12月で集計。

※1 川崎病院及び多摩病院はLAMP法で、井田病院はPCR法にて検査を実施。LAMP法はPCR法と同じく遺伝子を増幅させて検出する方法。LAMP法は埼玉医科大学病院中央検査部北川らの報告では、用意した臨床検体76検体（陽性30検体、陰性46検体）に対し、RT-qPCR法との一致率は97.4%

※2 抗原検査はSARS-CoV-2の構成成分であるタンパク質をウイルスに特異的な抗体を用いて検出する検査法。定性検査は簡便・迅速なポイントオブケア・デバイスであり、外来やベッドサイドにおける有症状者のスクリーニング等に有用。一方、抗原定量検査は、専用の測定機器を用いて化学発光酵素免疫測定法等によりウイルス抗原の量を定量的に測定することができる。検査に抗原と抗体反応のウォッシュ過程があることから、特異度も高く、感度も簡易な核酸検出検査と同レベルである。（出典：新型コロナウイルス感染症 COVID-19 病原体検査の指針）

※3 民間の検査機関を活用することもある。

(6) 新型コロナウイルス感染症出前講座の実施（川崎病院・井田病院のみ）

医療機関に限らず高齢者介護施設等での集団感染をできるだけ抑えるため、新型コロナウイルス感染症に対する市民の意識啓発や地域と連携した感染症対策の推進を目的に主に高齢者福祉施設及び企業を対象とした出前講座を実施した。

	実施期間	実施場所	講座内容	参加者数
川崎病院	令和2年6月23日 ～8月27日	・高齢者福祉施設（川崎区・幸区内の12施設）	・講義と施設内巡回指導	合計185名
井田病院	令和2年7月15日 ～12月18日	・高齢者福祉施設（中原区以北の市内6施設） ・民間企業等（2社）	・施設が希望する内容	合計122名

(7) 川崎市内の福祉施設・事業所で働く看護職のための出張講座（川崎病院のみ）

市内の福祉施設・事業所で働く看護師のために、感染症専門の看護師が、施設へ出張し、研修を行っている。

実施日	出張先	内容
令和3年1月21日（木）	しらかし園	感染しない・させないために
令和3年2月20日（土） （予定）	川崎市看護協会	感染予防のためのガウンテクニック
開催日未定	小向このはな園	施設における感染症対策

(8) 寄附について

個人や団体等、多くの方からたくさんの支援をいただいている。

	件数	主な受領品
川崎病院	約90件	小中学生からのお手紙、マスク、フェイスガードやアルコール消毒液等
井田病院	約65件	小中学生からのお手紙、マスク等
多摩病院	約150件	小中学生などからの応援メッセージ、マスクやフェイスガード、アルコール消毒液等



▲川崎病院宛てに贈られた子どもたちからのお手紙



▲市内の医療従事者宛てに贈られた川崎フロンターレからのメッセージ

5 局内における現在の応援体制等について

- (1) 本庁職員（看護師1名）を川崎病院へ再度応援派遣
〔期間：令和2年12月下旬～令和3年1月まで〕
- (2) 市医療調整本部へ入院調整補助のためDMAT隊員（4名）を再度派遣
〔期間：令和3年1月～現在〕
- (3) 陽性患者の対応にあたる医療スタッフのための特殊勤務手当支給
令和2年4月1日から、感染症対応にかかる特殊勤務手当の支給を開始。その後、支給対象・支給額を拡充した。

（単位：日額）

支給対象職員	令和2年4月	令和3年1月 (※1)
あらかじめ病院長が指定する危険かつ困難な業務に従事する医師及び看護師等(※2)	3,000円	5,000円
新型コロナウイルス感染症対応病棟において、患者と直接対応する医師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士、看護助手等(※3)	1,000円	2,000円

- 多摩病院においては、日額2,000円（入院）、月額5,000円（外来）を支給（令和2年2月から支給）。
- ※1 増額支給及び支給期間は、緊急事態宣言の発出された月の1日から、支給終了は緊急事態宣言の解除された月の末日まで
- ※2 令和3年1月に支給対象範囲を拡大
- ※3 令和2年12月に支給対象範囲を拡大

6 その他

- (1) 令和2年度川崎市職員採用選考（助産師・看護師）は、予定していた4月、5月の選考を緊急事態宣言下のため中止し、6月、8月にまとめて実施
- (2) 医療現場の状況と新型コロナウイルス感染対策に関する情報発信
 - ・動画による情報発信
令和2年11月6日（金）川崎市立井田病院 新型コロナウイルスと向き合う
 - ・川崎市チャンネル（You Tube）
令和2年 5月15日（金）市立川崎病院の現状について
5月26日（火）市立井田病院の現状について
8月11日（火）受け入れから半年 市立川崎病院のいま
12月24日（木）市立多摩病院の現状について
- (3) 市民公開講座の You Tube による動画配信（川崎病院・多摩病院のみ）

	テーマ	公開期間	視聴回数
川崎病院	第1回（全3編） 治せる高血圧のおはなし	令和2年9月19日（土） ～10月29日（木）	1,006件
	第2回（全2編） キッチンと飲んで、シッカリ健康！ 薬剤師が教える薬の正しい飲み方	令和2年10月31日（土） ～12月17日（木）	511件
	第3回（全4編） ぜんそくについて	令和3年2月20日（土） ～4月15日（木）	今後公開予定

多摩病院	第1回 慢性腎臓病	令和2年10月8日(木) ～現在も公開中	1,149件 (2/1時点)
	第2回 もっと知ろう!糖尿病	令和3年1月20日(水) ～現在も公開中	132件 (2/1時点)
	第3回 もっと知ろう!糖尿病～食事編～	令和3年1月20日(水) ～現在も公開中	167件 (2/1時点)

(4) 局内職員向けに発出した各種文書

1回目 令和2年4月20日(水)「市立病院運営方針」を发出(別紙1)

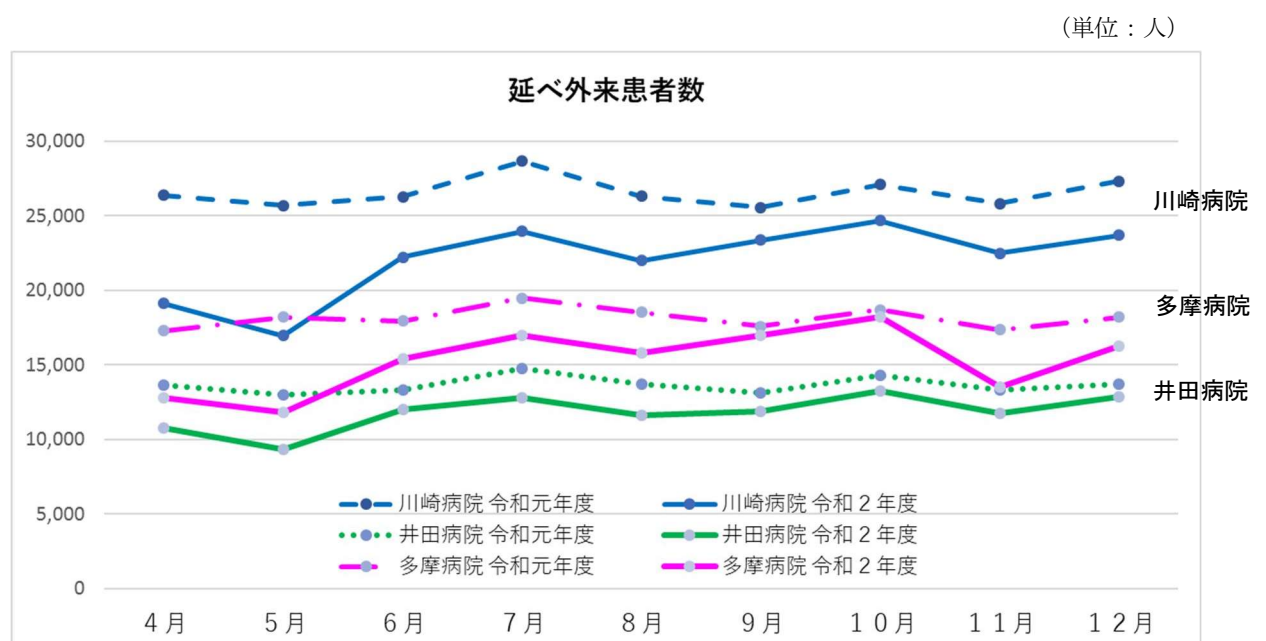
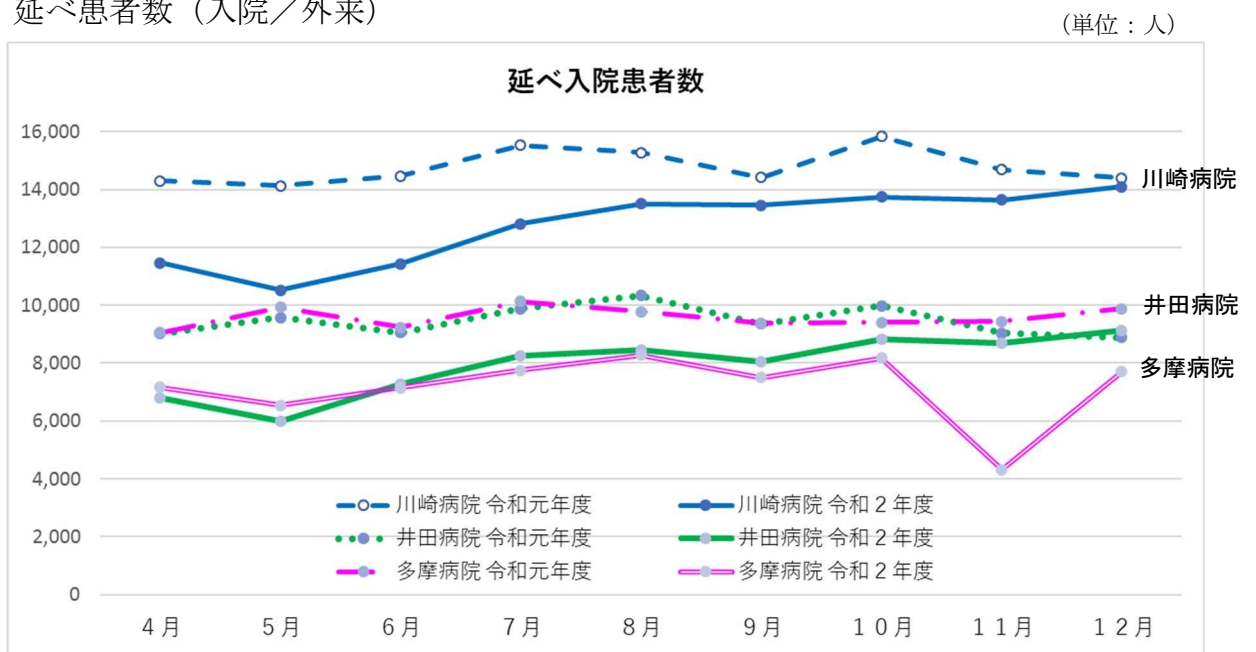
2回目 令和2年6月26日(金)「病院事業管理者メッセージ」を发出(別紙2)

3回目 令和3年1月8日(金)「市立病院運営方針」を发出(別紙3)

(参考)多摩病院が发出した文書「COVID-19 患者対応に関する倫理指針」(別紙4)

7 市立3病院の稼働状況について

(1) 延べ患者数(入院/外来)



(2) 稼働額

4月

(千円)

(%)

(千円)

(%)

	平成31年	令和2年	前年同月比	増減率	前年度比合計	増減率
川崎病院	1,271,226	1,078,230	-192,996	-15.2	-275,385	-14.5
井田病院	629,914	547,525	-82,389	-13.1		
多摩病院	783,000	595,141	-187,859	-24.0		

5月

	令和元年	令和2年	前年同月比	増減率	前年度比合計	増減率
川崎病院	1,272,819	955,116	-317,703	-25.0	-492,781	-25.6
井田病院	650,221	475,143	-175,078	-26.9		
多摩病院	805,276	561,972	-243,304	-30.2		

6月

	令和元年	令和2年	前年同月比	増減率	前年度比合計	増減率
川崎病院	1,299,530	1,128,002	-171,528	-13.2	-220,954	-11.4
井田病院	633,504	584,078	-49,426	-7.8		
多摩病院	790,627	689,912	-100,715	-12.7		

7月

	令和元年	令和2年	前年同月比	増減率	前年度比合計	増減率
川崎病院	1,449,542	1,291,303	-158,239	-10.9	-229,150	-10.6
井田病院	718,040	647,129	-70,911	-9.9		
多摩病院	857,709	742,752	-114,957	-13.4		

8月

	令和元年	令和2年	前年同月比	増減率	前年度比合計	増減率
川崎病院	1,366,396	1,308,606	-57,790	-4.2	-132,843	-6.4
井田病院	696,056	621,003	-75,053	-10.8		
多摩病院	808,582	906,585	98,003	12.1		

9月

	令和元年	令和2年	前年同月比	増減率	前年度比合計	増減率
川崎病院	1,268,111	1,304,959	36,848	2.9	15,663	0.8
井田病院	641,661	620,476	-21,185	-3.3		
多摩病院	773,928	715,963	-57,965	-7.5		

10月

	令和元年	令和2年	前年同月比	増減率	前年度比合計	増減率
川崎病院	1,423,724	1,387,657	-36,067	-2.5	-82,999	-3.9
井田病院	722,807	675,875	-46,932	-6.5		
多摩病院	817,748	795,322	-22,426	-2.7		

11月

	令和元年	令和2年	前年同月比	増減率	前年度比合計	増減率
川崎病院	1,353,375	1,332,949	-20,426	-1.5	-3,294	-0.2
井田病院	647,814	664,946	17,132	2.6		
多摩病院	780,968	455,148	-325,820	-41.7		

12月

	令和元年	令和2年	前年同月比	増減率	前年度比合計	増減率
川崎病院	1,342,152	1,417,323	75,171	5.6	76,554	3.8
井田病院	674,284	675,667	1,383	0.2		
多摩病院	817,211	744,007	-73,204	-9.0		

前年度比累計
-842,730
-502,459
-1,028,247

令和2年4月20日

緊急事態宣言及び川崎市業務継続計画（BCP） を踏まえた川崎市立病院運営方針について

川崎市病院事業管理者 増田 純一

令和2年4月7日、政府から「緊急事態宣言」が発出されました。これを受け、本市におきましても、4月9日に「行政運営方針」が示されるとともに、4月17日には業務継続計画（BCP）が発動され、より一層の感染拡大防止策の推進と、行政として必要な業務の安定的な実施に取り組むことが示されました。

これまでも川崎市立病院では、ダイヤモンド・プリンセス号で発生した新型コロナウイルス感染患者の受入れを積極的に行うなど、市立病院あるいは感染症指定医療機関としての役割を担ってまいりましたが、市中感染による感染患者等が増大する中、より一層の期待と役割が求められています。

そのため、川崎市立病院におきましては、その使命を果たすべく、市民等に対する新型コロナウイルス感染症に関わる治療等の積極的な提供や感染防止対策をより一層推進するとともに、従事する全ての職員の健康と安全を守ることによって適切な医療提供体制を確保し、医療崩壊を招かないよう、次の方針により運営を行うこととします。

1 新型コロナウイルス感染症患者等への対応について

- 神奈川県と連携し、新型コロナウイルス感染症の拡大に備えた医療提供体制「神奈川モデル」において、川崎病院は主に重症患者等への治療を行う高度医療機関として、井田病院及び多摩病院は主に中等症患者等への治療を行う重点医療機関として、その役割を果たすべく取組を推進していくこととします。
- 入院患者への対応を最優先としますが、可能な範囲で新型コロナウイルス疑似症患者への外来診療等にも対応していくものとします。

2 一般の入院・外来診療等について

- 引き続き、地域に必要な医療サービスを提供していくことを基本としますが、新型コロナウイルス感染症患者等への医療提供体制を確保するため、又は院内感染リスクを低減させるために必要があると病院長が認める場合には、一般外来又は入院診療の縮小や緊急性の無い手術の延期、個人情報取り扱いに十分配慮した上での電話や情報通信機器を用いた診療等の実施など、柔軟かつ大胆に対応していくものとします。
- がん検診、人間ドック及び健康診断（市職員の業務継続に必要な健康診断を除く）など、緊急性の低い診療については、当分の間、業務を原則として休止することとします。併せて、診断書等の申込みや交付を原則として郵送方式とするなど、患者等の来院機会の低減の取組に努めることとします。

- 病院が主催するイベント・市民公開講座等については原則行わないこととします。そのうえで、患者又は市民に向けた注意・啓発等を行う必要がある場合においては、動画や案内をホームページで公開するなどの取組を進めるものとします。

3 院内感染の防止の徹底

- 院内感染の防止に向け、新型コロナウイルス感染症患者等と一般患者等の接触機会を低減させるため感染対策を徹底することとします。具体的には、新型コロナウイルス感染症患者等の受入病棟等の明確化、発熱外来等の設置による新型コロナウイルス感染症疑い患者と一般外来患者との分離、施設入口における施設利用者の検温・マスク着用・手指のアルコール消毒又は洗浄の徹底や面会制限などを行うものとします。
- 病院で働くすべての職員（委託業者を含む）自らが、業務上必要となる感染対策を徹底するとともに、勤務時間外においても、マスクの着用や手指のアルコール消毒又は洗浄の徹底、不要・不急の外出の抑制など、医療従事者又は病院に勤務する職員としての自覚をもって行動するとともに、自身又は同居の家族等が新型コロナウイルスに感染又は感染の疑いがあると判明した場合には、迅速に所属長又は委託業務管理部門等に報告することとします。また、当該報告があった場合は、所属長等はその当日から当該職員に自宅待機を命じることとします。
- 公共交通機関を利用することでの感染リスクを低減させるために、所属長が必要と認める場合には、予め届け出ている通勤手段・方法によらず、自家用車等を利用することも可能とします。
- 職員の通勤に伴う感染リスク又は職員間の感染リスクを低減させるため、自宅において遂行可能な業務がある場合は、サービス相談員の許可を得た上で在宅勤務を認めることとします。なお、在宅勤務にあたり必要となる院内の資料等を持ち出す際には、所属長等の許可を得るなど従来からの取扱いルールを厳守するとともに、在宅勤務中の行動については自ずから制限されることを自覚し、外出を控えるなど適切な行動をとるよう努めること。

4 医療提供体制の安定的かつ確実な確保に向けた取組等

- 新型コロナウイルス感染症患者等への治療や感染対策等に必要な医療機器、資器材及び衛生用品等については、優先して調達・購入を進めるとともに、限りある資源であることを再認識し、消耗品等の節約や再利用に努めることとします。
- 特定の職員に過度な負担がかからないよう、勤務時間中の休憩・休息時間の確保や年次休暇の取得促進に加え、局内・院内の横断的な応援体制の整備、勤務ローテーションの見直し又は配属先の変更などを適宜行うこととします。また、職員の心身の健康に関わる相談体制の充実を図ることとします。
- 緊急性の無い会議・委員会、研修等については、中止、延期又は書面開催とするなど、業務負担の軽減と感染防止に努めることとします。

以上

令和2年6月26日

職員の皆様へ

新型コロナウイルス感染症対策等の徹底について

川崎市病院事業管理者 増田 純一

川崎市立病院では、令和2年2月以降、クルーズ船で発生した新型コロナウイルス感染症患者の積極的な受入れを皮切りに、神奈川モデルにおける高度・重点医療機関としての市中感染患者の受入れなど、地域医療を支える公立病院としての使命を果たしてまいりました。

この間、新型コロナウイルス感染症の最前線で戦い、院内感染を起こさずに医療を提供し続けて来られたのは、皆様の医療従事者としての使命感と徹底した感染防止管理対策の賜物であり、敬意を表するとともに深く感謝いたします。

現在、幸いなことに患者数が抑制されており、緊急事態宣言や、全国の移動自粛も解除されましたが、感染が収束したとは言い難い状況であり、今後、新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波に備えて対策を進めるとともに、通常診療にも対応して行く必要があります。

引き続き安定的な医療サービスを提供していくために、感染防止管理対策に努めるとともに、厚生労働省が公表した「新しい生活様式」で示された感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い）やいわゆる「3密」の回避に留意してください。

また、職員一人ひとりの健康管理についても十分意識しながら取り組んで行く必要があるため、働き方改革の視点を踏まえ、夏季休暇を含めた休暇の積極的・計画的な取得や、長時間勤務を避けるなど、適度に心身のリフレッシュを図っていただきたいと思います。その際には、公立病院に勤務する医療従事者として慎重に行動されますようお願いいたします。

以上

令和3年1月8日

緊急事態宣言を踏まえた川崎市立病院運営方針について

川崎市病院事業管理者 増田 純一

令和3年1月7日、政府から再び「緊急事態宣言」が発出されました。これを受け、本市におきましても、1月8日に「行政運営方針」が示され、より一層の感染拡大防止策の推進と、行政として必要な業務の安定的な実施に取り組むことが示されました。

これまでも川崎市立病院では、新型コロナウイルス感染症の発生当初から患者の受入れを積極的に行い、市立病院あるいは感染症指定医療機関としての役割を担ってまいりました。

引き続き、川崎市立病院におきましては、市民等に対する新型コロナウイルス感染症に関わる治療等の積極的な提供や感染防止対策をより一層推進するとともに、従事する全ての職員の健康と安全を守ることで適切な医療提供体制を確保し、医療崩壊を招かないよう、緊急事態宣言が発出されている期間中は次の方針により運営を行うこととします。

1 新型コロナウイルス感染症患者等への対応について

- 引き続き、神奈川県と連携し「神奈川モデル」の認定医療機関として、川崎病院は高度医療機関として、井田病院及び多摩病院は重点医療機関として、その役割を果たすべく取組を推進していくこととします。
- 入院患者への対応を最優先としますが、可能な範囲で新型コロナウイルス疑似症患者への外来診療等にも対応していくものとします。

2 一般の入院・外来診療等について

- 引き続き、地域に必要な医療サービスを提供していくことを基本とします。また、これまでどおり個人情報の取扱いに十分配慮した上での電話や情報通信機器を用いた診療等、院内感染リスクの低減に繋がる手法については柔軟に実施していくものとします。
- がん検診、人間ドック及び健康診断（市職員の業務継続に必要な健康診断を除く）など、緊急性の低い診療については、縮小することとします。併せて、診断書等の申込みや交付を原則として郵送方式とするなど、患者等の来院機会の低減の取組に努めることとします。
- 病院が主催するイベント・市民公開講座等については原則行わないこととします。そのうえで、患者又は市民に向けた注意・啓発等を行う必要がある場合においては、動画や案内をホームページで公開するなどの取組を進めるものとします。

3 感染防止の徹底

- 院内感染の防止に向け、引き続き新型コロナウイルス感染症患者等と一般患者等の接触機会を低減させるため感染対策を徹底することとします。具体的には、新型コロナウイルス感染症患者等の受入病棟等の明確化、発熱外来等の設置による新型コロナウイルス感染症疑い患者と一般外来患者との分離、施設入口における施設利用者の検温・マスク着用・手指のアルコール消毒又は洗浄の徹底や面会制限などを行うものとします。
- 病院で働くすべての職員（委託業者を含む）自らが、業務上必要となる感染対策を徹底するとともに、勤務時間外においても、マスクの着用や手指のアルコール消毒又は洗浄の徹底、不要・不急の外出や会食の抑制など、医療従事者又は病院に勤務する職員としての自覚をもって行動するとともに、自身又は同居の家族等が新型コロナウイルスに感染又は感染の疑いがあると判明した場合には、迅速に所属長又は委託業務管理部門等に報告することとします。また、当該報告があった場合は、所属長等はその当日から当該職員に自宅待機を命じることとします。
- 公共交通機関を利用することでの感染リスクを低減させるために、所属長が必要と認める場合には、予め届け出ている通勤手段・方法によらず、自家用車等を利用することも可能とします。

4 医療提供体制の安定的かつ確実な確保に向けた取組等

- 新型コロナウイルス感染症患者等への治療や感染対策等に必要な医療機器、資器材及び衛生用品等については、優先して調達・購入を進めるとともに、限りある資源であることを再認識し、消耗品等の節約や再利用に努めることとします。
- 特定の職員に過度な負担がかからないよう、勤務時間中の休憩・休息時間の確保や年次休暇の取得促進に加え、局内・院内の横断的な応援体制の整備、勤務ローテーションの見直し又は配属先の変更などを適宜行うこととします。また、職員の心身の健康に関わる相談体制の充実を図ることとします。
- 緊急性の無い会議・委員会、研修等については、中止、延期又は書面開催、オンラインによる会議とするなど、業務負担の軽減と感染防止に努めることとします。

以上

COVID-19 患者対応に関する倫理指針

新型コロナウイルス(COVID-19)の流行が深刻化する中で、当院では専用病床を確保し、感染拡大の防止やできるだけ多くの人命を守る対策を講じています。この非常事態下において地域住民のみならず診療の最前線に立つ医療ケアチームも多大な心理的・身体的負担・倫理的葛藤を抱えています。当院として社会的使命を最大限果たすべく、以下の倫理指針を提示します。

1. 社会的な使命を果たすため、限られた医療資源を適切に配分し最善な医療提供体制を整えます。
 - 1) より多くの患者さんが医療による恩恵や利益を享受できるように、医療資源を優先的に提供します。
 - 2) トリアージの理念に基づき改善する可能性の高い患者さんに優先的に医療を提供します。
 - 3) 年齢・性別・社会的地位・人種・身体的社会的状況・宗教的背景・経済状況等の違いに関わらず適切な医療が提供されるように対応します。
2. 社会情勢の最新情報が更新される度に、新たな知見に基づいて対策を改定します。
3. 患者さん・御家族への対応は説明責任と透明性を担保します。患者の自己決定を尊重し、誠実に対応します。
4. 医療従事者の安全性を確保します
医療従事者が新型コロナウイルスに感染する可能性があり、安全性の確保が困難な状況では十分な医療や看護が提供できません。継続的に医療を提供できるよう医療従事者の安全確保を第一に治療や看護を実施します。
5. 個人情報を保護します
感染症に対する偏見や差別を防止するため、個人情報の保護を徹底します。
6. 患者さん・御家族・職員が安心して生活できる環境を整備します
 - 1) 入院や感染防止の為の行動によって、個人の生活の質が損なわれないような環境の整備を工夫します。
 - 2) 職員は生活基盤を脅かされながらも社会的使命を担い業務に臨まなければならない状況にあります。職員のモラルやモチベーションが低下しないよう思慮深いコミュニケーションがなされるよう配慮をします。
7. 患者さん・御家族・職員の不安に対応します
非常事態下では、医療の需要と供給のアンバランスから倫理的な葛藤が生じます。不安や恐怖は感染防止対策行動の妨げとなり、偏見や差別の要因ともなります。特殊な状況下におかれた患者さん・御家族・職員の精神的負担の軽減を目指します。
8. 地域住民への啓発(予防)および早期発見・早期介入システムの構築・促進に働きかけます
当該医療圏における予防・早期発見・早期介入システムの促進に向け、行政および関係機関との連携を強化します。

令和2年4月21日 制定

(多摩病院ホームページより)